

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	電子商品券発行事業(臨時措置)	①物価高騰下において、食料品を含む生活者等の消費支援及び市内経済の活性化を目的として、市民1人あたり5000円分の電子商品券を配布する。 ②委託料(給付金本体額及び電子商品券の作成費用等) ③給付金本体 765,600千円(5,000円×174,000人×88%(予想執行率))…A 事務費(電子商品券の作成、システム構築、発送業務等)に係る費用104,148千円×消費税10%)114,563千円…B 総事業費880,163千円(A+B) ④全市民	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費補助(臨時措置)	①食材費の高騰が続く中で、小学校給食の量及び質を維持するため、令和4年度から令和7年度にかけて、給食費を1年生は年額17,000円(月額1,600円×10カ月+4月分1,000円)、2～6年生+支援級は年額17,600円(月額1,600円×11カ月)増額した。物価高騰による各家庭の生活状況を鑑みて、保護者の負担軽減のため、増額相当分を市が補助するもの。 ②需用費(給食の賄材料費) ③給食費の増額相当分のうち4月～3月分 ・1年生給食費:1,000円(4月分)×1,100人+16,000円(5～3月分(8月除く))×1,100人=18,700,000円 ・2～6年生及び支援級給食費:17,600円(4～3月分(8月除く))×6,140人=108,064,000円 ・給食費増額分合計:18,700,000円+108,064,000円=126,764,000円 ④公立小学校へ通う児童の保護者(教職員を除く)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校給食費補助(臨時措置)	①食材費の高騰が続く中で、中学校給食の量及び質を維持するため、令和4年度から令和7年度にかけて、給食費を1食につき100円増額した。物価高騰による各家庭の生活状況を鑑みて、保護者の負担軽減のため、増額相当分を市が補助するもの。 ②需用費(給食の賄材料費) ③給食費の増額相当分(100円×500,000食=50,000,000) ④公立中学校に通う生徒のうち、給食を利用する生徒の保護者(教職員を除く)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育所給食費補助(臨時措置)	①食材費の高騰が続く中で、令和7年度から国の定める公定価格の増額に併せて副食費の徴収額を300円増額した。一方で主食費については、平成27年度に設定した750円を据え置きとしているが、令和4年度と比べて現在の1食あたりの米の単価は約17円増額しており、主食として提供されるパンの単価の増額分を合わせると月額で445円増額している。しかしながら、物価高騰による各家庭の生活状況を鑑みて、保護者の負担軽減のため、教職員を除く給食の主食費の増額分を市が補助するもの。 ②需用費(給食の賄材料費) ③主食費増額相当分(445円)×3～5歳児クラス園児数(254人)×12か月=1,356,000円(千円未満切捨て) ④公立保育園へ通う3～5歳児クラス児童の保護者	R7.4	R8.3
5	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金エネファーム[太陽光発電等の機器設置に係る個人向けの補助](臨時措置)	①物価高騰下における生活者を支援し、ひいては脱炭素社会を実現するため、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減に資する太陽光発電システム等の設備等を新たに設置・購入した場合の費用の一部を補助するもの。 ②住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金 ③住宅用太陽光発電システム(50,000円)*52件+家庭用燃料電池システム(40,000円)*30件+定置用リチウムイオン蓄電システム(40,000円)*34件+電気自動車受給電設備(20,000円)*4件+ZEH加算(50,000円)*4件+電気自動車(20,000円)*28件=6,000,000円 ④該当機器等を設置する市民等	R7.4	R8.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	妊産婦健康診査費用の補助拡大(臨時措置)	①物価高騰による影響下でも、母親の産前の健康状態の安定を図るため、妊婦の健康診査費用の補助を拡充し補助するもの。 ②妊婦健康診査の費用補助及び事務手数料 ③(2,000円×10,000枚)+(50円×10,000枚×1.10)=20,550,000円(補助券を利用できる医療機関で健康診査を受けた妊婦分の妊婦健康診査の費用補助及び当該補助に係る事務を担う産科婦人科医会への事務手数料) 2,000円×370枚=740,000円(補助券を利用できない医療機関で健康診査を受けた妊婦のための償還払い分) 20,550,000円+740,000円=21,290,000円(総事業費) ④市内在住の妊婦	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援(臨時措置)	①物価高騰によって食費の負担が増加しているひとり親家庭等(児童扶養手当の受給者)に対して、夏季休暇期間中の児童に係る食費の負担を軽減するために、小中学生の児童1人当たり4,400円分(440円分×10枚)のおこめ券を配布するもの。 ②委託料(おこめ券の用意、封入配布までを事業者へ委託) ③ ・委託契約金額1,660,567円(A+B) (内訳) おこめ券3,370枚(337組、337人分)×490円(おこめ券440円+事務手数料等50円)=1,651,300円(A) 封入作業費 337組×25円×1.1=9,267(B) ・おこめ券返品予定に係る金額83,300円(C) (内訳) 170枚(17組、17人分)×490円 ・決算見込金額1,577,267円(A+B-C) ④児童扶養手当の受給者の内、小中学生の児童を養育している者(320名)	R7.8	R8.3
8	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	生活困窮者等への食料支援負担金(臨時措置)	①生活困窮者に対して、フードバンクで食料配布を行うとともに、子ども食堂や地域食堂(低額で食事を提供する食堂)の開設を希望するNPO法人等をサポートすることで、物価高騰下で厳しい状況におかれている生活困窮者の支援を行う。 ②負担金(市と協定を締結したフードバンク事業者に対して支払う人件費相当分、子ども食堂の開設を希望するNPO法人等に対する支援金) ③・フードバンク事業運営:1,162円(神奈川県最低賃金見込)×4.5時間×20日×12か月×3人=3,764,880円 ・地域食堂開設に関するサポート等:1か所10時間×3団体×2,000円=60,000円 ・3,764,880円+60,000円=3,824,000円(千円未満切捨て) ④市内在住の生活困窮者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校電気料金高騰分(令和6年度補正予算充充分)(臨時措置)	①市立小学校における電気料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴う電気料金の増額分 ③110,836,911(令和7年度予算額)-61,190,645(令和3年度末決算値)=49,646,000(千円未満切捨て) 49,646,000×8/12=33,097千円(4月～11月分) ④市立小学校16校	R7.4	R7.11
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校ガス料金高騰分(令和6年度補正予算充充分)(臨時措置)	①市立小学校におけるガス料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴うガス料金の増額分 ③33,019,439(令和7年度予算額)-23,781,580(令和3年度末決算値)=9,237,000(千円未満切捨て) 9,237,000×8/12=6,158千円(4月～11月分) ④市立小学校16校	R7.4	R7.11
11	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校電気料金高騰分(令和6年度補正予算充充分)(臨時措置)	①市立中学校における電気料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴う電気料金の増額分 ③57,590,000(令和7年度予算額)-32,713,476(令和3年度末決算値)=24,876,000(千円未満切捨て) 24,876,000×8/12=16,584千円(4月～11月分) ④市立中学校9校	R7.4	R7.11
12	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校ガス料金高騰分(臨時措置)	①市立中学校におけるガス料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴うガス料金の増額分 ③8,367,000(令和7年度予算額)-4,221,877(令和3年度末決算値)=4,145,000(千円未満切捨て) ④市立中学校9校	R7.4	R8.3
13	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立保育所電気料金高騰分(臨時措置)	①公立保育所の電気料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③14,196,288(令和7年度当初予算額)-9,676,483(令和3年度末決算値:R6に民間委託された腰越保育園除く)=4,519,805 ④公立保育所(市内4箇所)	R7.4	R8.3
14	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立保育所ガス高騰分(臨時措置)	①公立保育所のガス料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③3,821,496(令和7年度当初予算額)-2,508,165(令和3年度末決算値:R6に民間委託された腰越保育園除く)=1,313,331 ④公立保育所(市内4箇所)	R7.4	R8.3
15	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鎌倉芸術館電気料金高騰分(令和6年度補正予算充充分)(臨時措置)	①市民等が芸術文化活動の場として利用している「鎌倉芸術館」の電気料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③56,629,212(令和7年度当初予算額)-4,349,700(令和5年度末決算値)=13,132,212円 13,132,212円×8/12=8,755千円(4月～11月分) ④鎌倉芸術館(R6年間利用者422,849人)	R7.4	R7.11
16	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鎌倉芸術館ガス料金高騰分(臨時措置)	①市民等が芸術文化活動の場として利用している「鎌倉芸術館」のガス料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③14,838,366(令和7年度当初予算額)-11,605,000(令和5年度末決算値)=3,233,366円 ④鎌倉芸術館(R6年間利用者422,849人)	R7.4	R8.3
17	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立図書館電気料金高騰分(臨時措置)	①鎌倉市中央図書館の電気料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③6,783,000(令和7年度当初予算額)-3,473,953(令和5年度末決算値)=3,013,047 ④中央図書館電気代(年間利用者約17万人)	R7.4	R8.3
18	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鎌倉国宝館電気料金高騰分(臨時措置)	①鎌倉市内の文化財を保存・展示する博物館である「鎌倉国宝館」の電気料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③16,116,214(令和7年度予算額)-9,994,233(令和3年度末決算値)=6,121,981 ④鎌倉国宝館(令和6年度年間利用者約44,132人)	R7.4	R8.3
19	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鎌倉福祉センター電気料金高騰分(臨時措置)	①福祉サービス拠点である「福祉センター」の電気料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③5,207,540(令和7年度当初予算額)-3,473,402(令和3年度末決算値)=1,734,138 ④福祉センター(年間利用者約56,000人)	R7.4	R8.3
20	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校電気料金高騰分(令和7年度予備費充充分)(臨時措置)	①市立小学校における電気料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴う電気料金の増額分 ③110,836,911(令和7年度予算額)-61,190,645(令和3年度末決算値)=49,646,000(千円未満切捨て) 49,646,000×4/12=16,548千円(12月～3月分) ④市立小学校16校	R7.12	R8.3
21	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校ガス料金高騰分(令和7年度予備費充充分)(臨時措置)	①市立小学校におけるガス料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴うガス料金の増額分 ③33,019,439(令和7年度予算額)-23,781,580(令和3年度末決算値)=9,237,000(千円未満切捨て) 9,237,000×4/12=3,079千円(12月～3月分) ④市立小学校16校	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
22	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校電気料金高騰分(令和7年度予備費充当分)(臨時措置)	①市立中学校における電気料金のうち、物価高騰に伴う令和3年度末から令和7年度までの増額分を補填しようとするもの。 ②需用費のうち、物価高騰に伴う電気料金の増額分 ③57,590,000(令和7年度予算額)-32,713,476(令和3年度末決算値)=24,876,000(千円未満切捨て) 24,876,000×4/12=8,292千円(12月～3月分) ④市立中学校9校	R7.12	R8.3
23	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鎌倉芸術館電気料金高騰分(令和7年度予備費充当分)(臨時措置)	①市民等が芸術文化活動の場として利用している「鎌倉芸術館」の電気料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③56,629,212(令和7年度当初予算額)-4,349,000(令和5年度末決算値)=13,132,212円 13,132,212円×4/12=4,377千円(12月～3月分) ④鎌倉芸術館(R6年間利用者422,849人)	R7.12	R8.3
24	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	老人福祉センターリスク分担金(臨時措置)	①老人福祉センター5館は、令和3年度から令和7年度まで、指定管理者による管理・運営を行っています。昨今の電気料金の急激な値上がりや上下水道料金の法令改正による値上がりについて、基本協定書で定めるリスク分担の範囲で、市が負担するものです。令和3年4月時点に比べ、令和7年4月時点の電気料金の単価は、約1.8倍増水道料金の単価は1.3倍で、この値上がりは予測困難であり、指定管理者の事業支出のうち、光熱費の占める割合が高く、指定管理者が執行した場合、予算を逼迫し、適切な施設管理への影響が生じかねないため、指定管理料で見込んでいた支出予定額と実績額との差額分を負担します。 ②光熱水費のうち、物価高騰に伴う増額分(電気料金及び水道料金) ③指定管理料(電気)支出見込13,410,195円-予算額8,872,720円=4,537,475円 指定管理料(水道)支出見込6,702,175円-5,032,658円=1,669,517円 4,537,475円+1,669,517円=6,206,000円 ④社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会(老人福祉センター5施設分、R6年間延べ利用者107,415人)	R8.3	R8.3
25	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	地域の防犯力向上のための補助金(防犯灯設置費等及び特殊詐欺被害防止対策)(臨時措置)	①犯罪を抑止し、安全・安心な地域の構築を図るために、地域を犯罪から守る活動を行う自治町内会等に対して、防犯灯の設置や維持、修繕等に係る補助を行うとともに、特殊詐欺防止機能付きの電話機等を購入した70歳以上の生活者に対して補助を行うもの。 ②負担金、補助及び交付金(補助金) ③各補助金の内容と積算は次のとおり。 【補助金の内容】 (1)防犯灯維持費補助金……自治会町内会等の防犯灯管理団体が自主的に管理している防犯灯について、電気料金相当分の補助金を交付するもの。 (2)防犯灯設置費・改造費補助金……町内会等が支出した次の経費のうち1/2の額を補助するもの。防犯灯の設置経費(1灯当たりの上限額25,000円)、防犯灯の改造工事経費(1灯当たりの年間上限額12,000円)、LED型防犯灯への取替経費(1灯当たりの年間上限額20,000円)、LED型防犯灯の改造工事経費1/2の額(1灯当たりの年間上限額20,000円)、防犯灯柱の取替工事経費(1本当たりの年間上限額25,000円) (3)特殊詐欺被害防止対策事業補助金……特殊詐欺防止機能付き電話機等を購入した70歳以上の市民に対して、購入金額の2/3を補助するもの(上限額6,000円)。 【積算】 (1)防犯灯維持費補助金4,322,000円(662灯(令和5年度申請実績数)×6,528円(令和5年度平均支払額)=4,321,536(千円未満切り上げ)……A (2)防犯灯設置費・改造費補助金2,307,000円((25,000円×43件)+(20,000円×55件)+(12,000円×11件))……B (3)特殊詐欺被害防止対策事業補助金720,000円(6,000円×120件)……C 事業費合計7,349,000円(A+B+C) ④市内の自治町内会等及び70歳以上の市民	R7.4	R8.3
26	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	防犯灯電気料金高騰分(臨時措置)	①犯罪を抑止し、安全・安心な地域の構築を図るため、自治町内会から移管を受けた防犯灯の電気料金のうち、物価高騰に伴う増額分を補填しようとするもの。 ②需用費(光熱水費)のうち、物価高騰に伴う増額分 ③44,958,000(令和7年度当初予算額)-30,507,052(令和3年度末決算値)=14,450,000千円(千円未満切捨て) ④全市民	R7.4	R8.3